

相模原市監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、都市建設局まちづくり計画部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 2 6 年 7 月 2 日

相模原市監査委員 八 木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年7月1日

2 監査の対象及び方法

この監査は、都市建設局まちづくり計画部において、平成25年度(平成26年4月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 都市計画課

各事業の支出に関する事務

(2) リニアまちづくり課

各事業の支出に関する事務(旧広域交流拠点推進課分)

(3) 相模原駅周辺まちづくり課

各事業の支出に関する事務(旧広域交流拠点推進課分)

(4) 街づくり支援課

ア 屋外広告物許可申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(5) 交通政策課

各事業の支出に関する事務

(6) 開発調整課

ア 開発行為許可申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(7) 建築指導課

ア 建築指導申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(8) 建築審査課

ア 建築指導申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(9) 住宅課

ア 住宅使用料の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 注意事項

都市計画課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、都市計画基礎調査業務委託（解析調査）他2件の委託契約において、契約書約款中、引用している条項が誤っている事例や、引用している法令の条項が特定できない事例、仕様書中、条番号が重複している事例など不適切な事例が見られた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(2) 都市建設局まちづくり計画部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。